

項目	実施の有無		結果				
3. 劣化の軽減に関すること	<input checked="" type="checkbox"/>	3-1 劣化対策等級 (構造躯体等)	構造躯体等に使用する材料の交換等大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策の程度				
			③	通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で3世代 (おおむね75~90年) まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている			
			2	通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で2世代 (おおむね50~60年) まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている			
			1	建築基準法に定める対策が講じられている			
4. 維持管理・更新への配慮に関すること	<input checked="" type="checkbox"/>	4-1 維持管理対策等級 (専用配管)	専用の給排水管、給湯管及びガス管の維持管理 (清掃、点検及び補修) を容易とするため必要な対策の程度				
			③	掃除口及び点検口が設けられている等、維持管理を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている			
			2	配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている			
			1	その他			
		<input type="checkbox"/> 該当なし					
5. 温熱環境・エネルギー消費量に関すること	<input checked="" type="checkbox"/>	5-1 断熱等性能等級	外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るための断熱化等による対策の程度				
			地域の区分 [1 2 3 4 5 ⑥ 7 8]				
			外皮平均熱貫流率 [0.55 W/(m ² ・K)] 冷房期の平均日射熱取得率 [1.5]				
			④	熱損失等の大きな削減のための対策 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 (平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。) に定める建築物エネルギー消費性能基準に相当する程度) が講じられている			
			3	熱損失等の一定程度の削減のための対策が講じられている			
	2	熱損失の小さな削減のための対策が講じられている					
	1	その他					
	<input type="checkbox"/>	5-2 一次エネルギー消費量等級	一次エネルギー消費量の削減のための対策の程度				
			地域の区分 [1 2 3 4 5 6 7 8]				
			床面積当たりの設計一次エネルギー消費量 [MJ/(m ² ・年)]				
5			一次エネルギー消費量のより大きな削減のための対策 (基準省令に定める建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準 (その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第12条第1項の規定により求められたものであるものに限る。) に相当する程度) が講じられている				
4			一次エネルギー消費量の大きな削減のための対策 (基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準 (その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第5条第1項の規定により求められたものであるものに限る。) に相当する程度) が講じられている				
1	その他						
6. 空気環境に関すること	<input type="checkbox"/>	6-1 ホルムアルデヒド対策 (内装及び天井裏等)	居室の内装の仕上げ及び換気等の措置のない天井裏等の下地材等からのホルムアルデヒドの発散量を少なくする対策				
			<input type="checkbox"/> 製材等 (丸太及び単層フローリングを含む) を使用する				
			<input type="checkbox"/> 特定建材を使用する				
			<input type="checkbox"/> その他の建材を使用する				
			(結果が「特定建材を使用する」の場合のみ、以下の「ホルムアルデヒド発散等級」の結果を表示する。)				
	<input type="checkbox"/>	ホルムアルデヒド発散等級	居室の内装の仕上げ及び換気等の措置のない天井裏等の下地材等に使用される特定建材からのホルムアルデヒドの発散量の少なさ				
			内装	天井裏等			
			3	3	ホルムアルデヒドの発散量が極めて少ない (日本産業規格又は日本農林規格のF☆☆☆☆等級相当以上)		
			2	2	ホルムアルデヒドの発散量が少ない (日本産業規格又は日本農林規格のF☆☆☆等級相当以上)		
			1	-	その他		
<input type="checkbox"/>	6-2 換気対策	室内空気中の汚染物質及び湿気を屋外に除去するための必要な換気対策					
		居室の換気対策					
		住宅の居室に必要な換気量が確保できる対策					
		<input type="checkbox"/> 機械換気設備 <input type="checkbox"/> その他 []					
		局所換気対策					
換気上重要な便所、浴室及び台所の換気のための対策							
<input type="checkbox"/> 該当なし (便所)		便所:	<input type="checkbox"/> 機械換気設備	<input type="checkbox"/> 換気のできる窓	<input type="checkbox"/> なし		
<input type="checkbox"/> 該当なし (浴室)		浴室:	<input type="checkbox"/> 機械換気設備	<input type="checkbox"/> 換気のできる窓	<input type="checkbox"/> なし		
<input type="checkbox"/> 該当なし (台所)		台所:	<input type="checkbox"/> 機械換気設備	<input type="checkbox"/> 換気のできる窓	<input type="checkbox"/> なし		
7. 光・視環境に関すること	<input type="checkbox"/>	7-1 単純開口率	居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の床面積に対する割合の大きさ				
			単純開口率: []				
			<input type="checkbox"/>	7-2 方位別開口比	居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の各方位毎の比率の大きさ		
北: []	東: []						
南: []	西: [] 真上: []						
8. 音環境に関すること	<input type="checkbox"/>	8-4 透過損失等級 (外壁開口部)	居室の外壁に設けられた開口部に方位別に使用するサッシによる空気伝搬音の遮断の程度				
			北	東	南	西	
			3	3	3	3	特に優れた空気伝搬音の遮断性能 (日本産業規格のRm(1/3)-25相当以上) が確保されている程度
			2	2	2	2	優れた空気伝搬音の遮断性能 (日本産業規格のRm(1/3)-20相当以上) が確保されている程度
			1	1	1	1	その他
		<input type="checkbox"/> 北 該当なし					
		<input type="checkbox"/> 東 該当なし					
		<input type="checkbox"/> 南 該当なし					
		<input type="checkbox"/> 西 該当なし					